

大学と労働者教育

平 田 隆 夫

一

労働者教育の萌芽は、すでに一世紀以前、この領域に於ける先駆者らの実践的活動の中にこれを見出すことが出来る。例えば、約一〇〇年以前に於て、デンマークの詩人 Grundtvig は、民主主義を擁護するため国民高等学校 (Ecole Supérieure Populaire) の設置を提案し、七〇年以前に、フランスの労働組合指導者 Paillozier, F. は、労働取引所 (Bourses du Travail) を、労働者の団結とその利益を増進するための教育の場と考えた。又英国の Mansbridge, A. は、五〇年以前、労働者教育協会 (Workers' Educational Association) を組織している。しかし乍ら、組織的運動として労働者教育計画が展開されるに至ったのは、比較的新らしいことである。すなわち、英国並びにスカンディナヴィヤ諸国に於ては、二〇世紀の十年代から第一次世界大戦の前後にかけてであり、アメリカに於ても、大体一九二〇年以後のことに属する。

労働者教育は、後にも明らかにするように、第一次的には、労働組合自身によって計画され、実施せられるべきものである。事実各国に於ては、現在労働組合中央機関はもとより、これに加盟する主要労働組合又はその他

の組合が、独自の労働者教育計画を立案し、これを実行している。しかし組合のこの領域に於ける人的並びに財的資源は限られており、充分には組合員の要望に応え得ないのが現状である。従つて、今日労働組合以外の他の諸機関が、これを補うために、労働者教育活動を行う必要がある。ゴツシュによれば、労働者教育を担当する機関は、これを次の五つに類別することが出来ると言われる。すなわち、(a)労働組合、協同組合、使用者等の職業団体、(b)労働者教育団体並びに文化団体、(c)大学、(d)官公庁、(e)諸国際団体等がこれである。これらの諸機関は、ゴツシュも指摘しているように、他の諸機関と無関係に単独で、その教育活動を行うものではなく、これらの二つ又はそれ以上の機関が、相互に協同して、労働者教育活動を分担するのが普通である。かくて我々が当面の課題としてとりあげる大学の労働者教育活動も、大学が単独で実施することもあるが、多くの場合、労働組合、労働者教育団体並びに官公庁等との協力関係に於て実現されるのであり、その意味に於て、大学は広汎な労働者教育活動の一領域を分担するものと言うことが出来よう。大学が一つの機関として、労働者教育活動に参加するに至つたのは、後述するように、比較的新しいことであるが、大学がこの領域に於ける責任を分担するに至つたことは、最近の労働者教育の発展過程に於て、最も注目値いすることであると云われる。⁽²⁾ そうしてかかる傾向は、特に一九四四年以後のアメリカに於て、顕著に伺われるところであり、これは多くの労働者教育関係専門家によつて指摘せられているところでもある。⁽³⁾

かくのごとく、今日大学は、他の関係諸機関とともに、労働者教育計画に参加し、その一部を分担しているのであるが、元来大学は労働者教育の如何なる分野を担当するのが最も適當であらうか。勿論大学の分担する労働者教育の範囲や内容は、各国に於て必ずしも一様ではなく、又それらは固定的なものでもあり得ないけれども、

この問題は、要するに、大学が、労働者教育に於て、如何なる役割を演ずべきかと言うことに帰着するのである。換言すれば、大学が担当すべき固有の労働者教育分野又は大学のみに可能とされる労働者教育の範囲は、何であるかと言うことである。そうしてこの問題に答へるためには、先ず労働者教育とは如何なることを意味するか、すなわち、一般に労働者教育の範囲並びに内容が、現時に於て、如何に規定せられ理解せられているかを、一応明らかにする必要があるであらう。

- (1) Ghosh, B., *Current Problems and Practices in Workers' Education*. in: *International Labour Review*. Vol. 68. No. 1, July, 1953. pp. 33-45.
- (2) Ghosh, *op. cit.* p. 38.
- (3) Cf. Ware, C. F., *Labor Education in Universities*. 1946. pp. 6-7.; Kerrison I. L. H., *Workers' Education at the University Level*. 1951. p. 16.

二

労働者教育 (Workers' Education, Arbeiterbildung, Éducation ouvrière) の意義を明らかにすることは、現在必ずしも容易ではない。労働者教育の範囲並びに内容は、各国に於て区々であり、受講者の要求や実施機関の性格によつて相違があるのみならず、諸国の社会的・経済的發展の程度、文化水準、労働条件、労働組合の努力や性格、教育程度等々によつても、それぞれ大きく左右されるからである。一九五二年、フランスの La Brétière で、ユネスコが主催した労働者教育に関するセミナーに於ては、専門家が討論した結果、すべての国に通用する厳密な労働者教育の定義は不可能であるとの結論に達したが、これは労働者教育の意義の多様性を物語るものと言え

よう。しかし乍ら、労働者教育は、後にも述べ、るように、現代に於て、成人教育 (Adult Education, Erwachsendebildung) の一分野として確固たる地位を占め、ますますその重要性を認識されつつある。たとい万国に通用する厳密な労働者教育の定義は不可能であっても、諸国に於ける労働者教育の計画並びに実践を基礎として、少くとも主要産業国家に共通する労働者教育の範囲並びに内容を検討し、成人教育の特種部門を形成する労働者教育の輪廓を描くことは可能であろう。我々は、必要限度に於て、次にこれを行わなければならない。^{〔註一〕}

労働者教育の概念を明らかにするに當つて、我々に有力な手懸りを与えるものは、国際労働機関、すなわち、ILOが、この問題に関して準備した資料である。ILOは、一九五七年十二月九日から十四日まで、ゼネバに於て、「労働者教育の実践的諸問題」を議題として、労働者教育関係専門家の会議を開催した。その際ILO事務局は、討議の参考として若干の資料を提出しているが、ここでは、その一つを中心にして、労働者教育の範囲並びに内容を検討することとしたい。それによれば、各国の労働者教育計画は、国々によって多種多様であるが、なおその間に共通の目標乃至目的が存するとの前提の下に、労働者教育としては、大体次の三つの解釈が成立つとしてゐる。⁽¹⁾

第一は、労働者教育の範囲を出来るだけ広汎に限定しようとするものであつて、労働組合教育、自由乃至一般教育、職業的並びに技術的教育、文学及び美術教育等のすべてをその中に包含する。そうして、これらのうち何を優先するかについては、財源や教育機関の実情をにらみ合せ、各国が、それぞれの特種事情の下に於ける必要を勘案して決定する。

第二は、労働者教育を、第一次的には経済的・社会的問題にかかわらしめ、先づ労働者を彼自身の労働組合並

びにその他の機関の協力の下に教育し、労働者の権利が何んであるかを知らしめ、かつこれを擁護し、労働者として又国民並びに国際社会の一員としての彼の義務を遂行せしめることを目的とするものである。従つてこの場合は、第一の場合より労働者教育の範囲が狭く理解せられる訳であるが、職業的・技術的教育、その他も必要に応じてとり入れられる。

第三は、更に一段と労働者教育の範囲を縮小するものであり、ここでは職業的・技術的教育が除外され、何等かの方法によつて労働運動に参加する労働者の活動の準備として、彼等の知的能力と社会的効果を増進せんとするすべての教育的活動と解釈される。なお労働者教育は、労働組合をして、その組合員の経済的・社会的福祉の擁護と増進のための一層効果的な信頼に値いする機関たらしめんとするものであるとの見解、換言すれば、労働者教育は、労働組合教育（Union education）であるとの解釈は、大体このカテゴリーに属するものと考えられる。

労働者教育の範囲を、右のごとく広狭三様に限定した後、ILOは、一般的に労働者教育を次のごとく理解している。すなわち、それは労働者に、彼等がその能力をフルに發揮するよう援助し、彼等の労働組合並びにこれに関連する諸機能を一層適切に遂行し、かつ現代社会の経済並びに社会生活に一層有効に参加するのに役立つ教養を与えんとするすべての教育的活動である。ゴッシュの労働者教育の定義も、大体これと同様である。⁽²⁾彼は国際労働事務局の職員でありかつ表現方法も殆んど同じであるところから、前掲のILO資料は、彼が主として準備したものではないかと想像されるのであるが、それは別として、この資料は、更に進んで労働者教育の必要性（educational needs）、詳言すれば、(a) 一般社会経済事情に基く必要性、(b) 労働者並びにその代表者が當む機能に基く必要性と他の教育的諸領域（educational fields）の二つの観点から、労働者教育の範囲を、一層具体的に限定

することを試みている。⁽³⁾ 労働者教育が労働者の現実的必要から要請され、かつこの必要を充足するものでなければならぬことは言うまでもない。従ってかかる必要性が、労働者教育の範囲を制約することも当然である。しかし労働者教育の本質を理解する手懸りとしては、当面の問題として、これを他の諸教育的活動と比較し、その間の相互関係を吟味することが重要である。

これについては、先ず一般成人教育と労働者教育との関連を検討しなければならない。労働者教育が、広く一般成人教育の一分肢であることは、労働者教育関係専門家の多数が認めるところであり、ILOも又これに同調している。しかし労働者教育はその特別な部門であり、一般成人教育が、社会を構成するすべての成人を対象とし、単に社会・経済問題、技術問題のみならず、広く保健、衛生、宗教、文化、芸術等に互る諸問題をもとりあげるのに対して、労働者教育は、主として労働者を対象にし、労働問題並びに労働組合問題をその主要内容とする。一般成人教育は、成人者を個人として教育し、彼等の個人的能力の伸張を促進することを目的とするものであるが、労働者教育に於ては、労働者を単に個人としてのみならず、その所属する社会階級、換言すれば、労働組合の構成員として教育することに重点がおかれる。パールマンが、「労働者教育が標準的成人教育と異なる点は、それが労働問題を単に個人の問題としてのみではなく、一つの集団乃至社会階級の問題としてとりあげるところに存する。かくてそれは農業協同組合に関連する教育活動と完全に類似している」と言っているのは、まさにこの点を指摘したものである。⁽⁴⁾ パーバッシュも又この点を強調している。⁽⁵⁾ しかし乍ら、労働者教育が、集団的教育を重要視するとは言へ、決して労働者の個人的教育を無視する訳ではなく、この点では、専ら成人者を個人として教育する成人教育とその軌を一にするものである。更に成人教育に於ても、労働問題や社会・経済問題が

取扱われるのであるから、この点で両者は共通の基盤に立脚するものであり、労働者教育は、他の諸教育的領域乃至部門とともに、一体となつて、一般成人教育の一分肢を構成するものと言わなければならない。

成人教育と労働者教育との一般的関係は右の通りであるが、ILOの資料では、更に進んで、労働者教育と社会・経済教育、文化教育、初等教育（Literary and Primary Education）等との関連を追求している。これについて、次に略述しよう。

労働者教育と社会・経済教育とは密接な関連をもち、労働者教育の中核をなすものは社会・経済問題であることから、両者の範囲は、殆んど一致する。文化教育との関連は、労働組合の発展に伴う労働者の社会的・経済的地位の向上、労働時間の短縮による余暇の増大等に基づき、文学、音楽、演劇、美術等の文化的教育が、労働者教育の一部にとり入れられる場合があり、かかる傾向は漸次増大する勢いを示しているが、これは労働者教育の常道ではない。労働者教育としては、あくまで労働問題並びに社会・経済問題が主体であり、文化問題は従たる地位を占めるべきである。

次に初等教育であるが、これは3R（reading, writing and arithmetic）を教える基礎教育、日本流に言えば、読み書き算数を教える義務教育を意味する。しかし義務教育制度の普及発達している国では、かかる初等教育は労働者教育に於て、重要な地位を占めないことは言うまでもない。しかし乍ら、文盲率の高い後進国に於ては、労働者教育計画の中にこれを取り入れる必要があるのみか、先進国に於ても問題となる場合がある。ソ連に於ては、十月革命以後、文盲者を一掃することが先決問題とされ、全くの文盲者又は準文盲者のため特別な学校がそれぞれ設置された。そうして、一九二〇年から四〇年までの二〇年間に、前者には約五千万人、後者には約三千

万人が出席した。その結果、一九三二年には、国民の九〇%は読み書きが出来るようになり、一九四〇年には、文盲者が事実上いなくなったと言われる。⁽⁶⁾ アメリカに於てさえ、現在全然学校教育をうけなかったものが二百万人に上り、又五ヶ年の学校教育を修了しないため、事実上の文盲者が一千万人を数えると言われる。⁽⁷⁾ 従つて文盲労働者の多い後進国に於ては勿論、就労のため初等教育を中断した労働者のために、先進国に於ても、初等教育が労働者教育の内容の一部をなす場合がある。特にアメリカのように、英語を解せない欧州又は南米等からの移住者に対しては、英語教育が重要視され、初期のアメリカに於ける労働者教育では、必ずこれがカリキュラムの中に組み入れられていたことは、周知の通りである。しかしかかる初等教育は、元来義務教育として国家が担当すべきであり、労働者教育としては、常道ではない。労働者教育としてこれがとりあげられる場合は、あくまで国家的義務教育を補う役割を演ずるにすぎないものである。

最後に労働者教育と技術的並びに職業的教育 (technical and vocational education) との関係であるが、これも元来労働者教育の内容を構成する問題ではない。第一次的には、政府や使用者が担当するのが本筋である。しかし乍ら、これが絶対に労働者教育の対象とならない訳ではない。これについては、後述する通りである。

- (1) International Labour Office, *The Scope and Content of Workers' Education Programmes* Geneva, 1957, pp. 6-8,
- (2) Ghosh, *op. cit.*, p. 15.
- (3) Cf. Int. Lab. Off. *op. cit.*, pp. 8-19.
- (4) Cf. Schwarzsrauber, E. E., *Workers' Education. A Wisconsin Experiment*, 1942, p. 126. Note (1); Perlman, S., *Workers' Education*, in: *Encyclopaedia of the Social Sciences*, Vol. 15, 1935, p. 484; Mire, J., *Labor Education*, 1956, pp. 20-22.

- (5) Barbash, J., *Universities and Unions in Workers' Education*. 1955. p. 3.
- (6) Kostin, I., *Organisation of Workers' Education in the Soviet Union*. in: *International Labour Review*. Vol. 79. No. 2. Feb. 1959. p. 159.
- (7) Int. Lab. Off. *op. cit.* p. 18.

〔註一〕これについては、拙稿「労働者教育とアメリカの大学」(大阪大学経済学第十一卷第一・二合併号)に於て、不完全乍ら、一応の解明を試みた。ここでは多少の重複をいとわず、再びこの問題をとりあげることとした。

〔註二〕Meeting of Experts on Workers' Education, Item 1. of the Agenda: *The Scope and Content of Workers' Education Programmes*. Geneva. 1957 が *われびら*。の「外」*Methods and Techniques of Workers' Education*. (Item 2 on the Agenda): *Review of the Past Activities of the I. L. O. in the Field of Workers' Education and Recommendations for Future Action* (Item 3 on the Agenda) が *ら*。

III

我々は以上に於て、主としてILOの資料を手懸りとし、労働者教育の範囲を検討した。これによって労働者教育は、専ら労働者を対象とし、彼等をその所屬する社会集団、特に労働組合との関連に於てとりあげる労働組合教育が中核をなすことを知り得たのである。しかし乍ら、労働者教育の範囲は、一般成人教育の他の分野を形成する社会・経済教育、技術乃至職業教育、文化教育、初等教育等のそれぞれと、相互に部分的には重複しているのであって、その内容や程度は、諸国の特種事情によって区々である。労働者教育の円周は、成人教育の他の諸部門の円周と交錯しつつ、全体としては、一般成人教育の大円内に包摂され、その一特種部門を構成する関係に立っている。かくて我々は、ILOが先に労働者教育の範囲を広狭三様に区劃し、これを三つの類型に整理し

た所以を理解し得るであろう。

しかし乍ら、かかる労働者教育の範囲は、ILOも指摘しているように、その内容と密接不可分の関連をもつ。すなわち、労働者教育の範囲は、その内容によって限定されるとともに、内容はその範囲によって制約され、範囲と内容との間には、相互依存関係が成立するのである。従つて労働者教育の範囲を一層具体的に限定するためには、その内容を吟味しなければならぬし、これは又労働者教育の実施方法や技術とも関連する問題である。

ILOの前記資料に於ては、⁽¹⁾これを(a)受講者の種類、(b)地域(全国的か地方的か)、(c)実施機関並びにその責任者の性格等の角度から規定しているが、我々の当面の課題は、大学の実施乃至参加する労働者教育であるから、労働者教育の内容を一般的に検討することは、紙幅の関係もあり、これを別稿に譲り、後に大学の労働者教育の内容を解明する場合、必要な限度に於て改めて言及することとしたい。唯ここでは、ILOが労働者教育の範囲に關して試みた前掲のごとき広狭三様の類型が、西欧並びにアメリカ等に於て、どの範囲にどの程度採用されつつあるかにつき、大学に重点をおいて、概観⁽²⁾しておく必要がある。蓋しこれは、後に大学が実施し又はその施行に参加する労働者教育の範囲並びに内容を見定めるのに役立つからである。

先ず英国の事情から説明しよう。⁽³⁾英国に於て労働者教育を担当する中心機関は、労働者教育協会(Workers' Educational Association)である。これは先にも一言したごとく、Albert Mansbridgeの感化を受けた人々によつて、一九〇三年創立せられたものであり、労働組合、協同組合等の団体のみならず、個人もこれに加盟している。これは国家から補助金を交附され、各地方に支部を設置して、政党や宗派から全く独立した立場で、労働者教育を実施しているのであるが、その範囲には、単に労働問題、社会、経済問題のみならず、宗教、哲学、文学、美術、

語学等の諸問題が包含され、この傾向は増大しつつある。従つて労働者教育協会のプログラムは、多分に成人教育的内容をもつものと言える。対象とする人々も、特に労働者又は労働組合員に限る訳ではなく、広く一般大衆に開放するが、その大部分が、労働者乃至職員であることは勿論である。しかし労働者教育協会の教育計画に対して、筋肉労働者は余り関心を示さなくなり、受講者が逡減するに至つたので、一九一九年には、その特別部門として、労働者教育労働組合委員会（Workers' Educational Trade Union Committee）が組織され、主とし労働組合員に対する教育的サービスを提供することとなつた。しかしその範囲は、厳密に労働組合教育に限定されるのではなく、依然一般成人教育の問題が、若干その教課にとり入れられている。これは英国に於て、成人教育に対してのみ国家の補助金が交附されるためばかりではなく、一般成人教育的性格の強いことが、英国労働者教育の伝統であり、特色であるのに帰因する。

これ以外に英国では、地方教育庁がそれぞれカレッジを設置して成人教育を実施し、又現在一連のいわゆる労働大学（Labour College）が、労働組合と提携して、組合指導者のために社会科学的教育を行っている。一八九九年、オックスフォードに創設された Ruskin College はその最古のものであるが、これ以外には、Fircroft, Hillcroft, Coleg Harlech 等の諸労働大学等がある。更に英国労働者教育協会の労働者教育方針に反旗をかかげ、マルクス主義の下に、独自の労働者教育を提供しているものに、一九〇九年から発足した全国労働大学評議会（National Council of Labour Colleges）がある。一方労働組合は、単位組合として又は地区並びに全国的組織として、労働組合会議を通じ、それぞれの立場から、独立の労働者教育活動を行っていることは言うまでもない。

かくのごとく英国に於ては、多くの機関によつて労働者教育が担当されているのであるが、これを大学との関

連に於て考察すれば、英国の諸大学は、労働者教育協会と協力して、労働者教育活動に参加するのが原則である。しかし労働者教育協会とは無関係に、大学自身の労働者教育を実施する場合がない訳ではない。この場合でも、美術、地方史、国際問題等の一般成人教育的分野が、そのカリキュラムの中にとり入れられており、最近若干の工学関係カレッジでは、労働組合の要請に基き、特定労働組合員のために、技術的教育をも提供している。これを要するに英国の労働者教育は、一般的に言つて、一般成人教育的色彩が濃厚であり、諸労働者教育機関の間に適当な分業が行われ、重点的な労働者教育が実施せられているのが特色である。換言すれば、英国では、ILOの最広義の労働者教育が支配的であると言えよう。そうして諸大学が、かかる労働者教育活動に於て、非常に重要な役割を演じていることが注目される。

なお大体に於て、かかる英国の伝統を踏襲するものに、ニュー・ジランドがある。最近の事情を詳にし得ないが、ここでも英国のように、労働者教育協会が中心となつて、労働者教育活動が展開され、大学もこれに参加することによつて、相当重要な役割を分担しているようである。⁽⁴⁾

英国とはほゞ同様な事情にあるのが、スカンヂナビヤ諸国である。⁽⁵⁾これらの諸国でも、労働者教育の範囲は、最広義に理解され、最近は、文化的教育の分野が拡大されつつあると言われる。尤もノールウェーやフィンランドでは、労働問題や労働組合の諸問題が、スエーデンやデンマークに比較して、より多くのパーセンテージを占めるが、労働者教育が、一般成人教育的性格を強く打出していることに変りはない。これらの諸国では、国民高等学校や労働大学も労働者教育を担当しているが、英国と同様、それぞれの国に労働者教育協会が結成され、これが中心となつて労働者教育活動が行われているようである。唯英国と異るところは、大学が、これらの労働者教

育活動と直接に関連をもっていないことが注目される。すなわち、スカンディナヴィヤ諸国に於ては、大学教授が個人的資格に於て労働者教育講座に参加することはあっても、大学が一つの機関として、労働者教育活動を積極的に行うこととはない。従つて大学は、これら諸国の労働者教育に於て、英国のごとき重要な役割を果してはいない。

- (1) Int. Lab. Off., *op. cit.*, pp. 28-39, esp. p. 30 et seq.
- (2) Cf., Int. Lab. Office, *op. cit.*, pp. 20-27.
- (3) Cf., Nicholson, J. H., *Workers' Education in Great Britain*, in: International Labour Review, Vol. 29, No. 5, May, 1934, pp. 656-74; Cook, A. H. and Douty, A. M., *Labor Education outside the Unions*, 1958, pp. 15-31.; Mire, J., *Labor Education*, 1956, pp. 181-83.
- (4) Cf., Richmond, N. M., *Workers' Education in New Zealand*, in: International Labour Review, Vol. 37, No. 4, Apr. 1938, pp. 440-62.
- (5) Cf., Cook and Douty, *op. cit.*, pp. 32-42, pp. 65-67, pp. 71-73.; Mire, *op. cit.*, pp. 183-184.; Favriau, C., *Les Syndicats suédois et L'éducation ouvrière*, in: Revue Française du Travail, 1954, No. 4, pp. 51-56.

四

大学が、労働者教育の分野に於て、重要な地位を占めない西欧諸国としては、フランス、イタリー、西独乙、ベルギー等をあげることが出来る⁽¹⁾。これらの諸国に於ては、労働組合運動は、政治的イデオロギーを異にする左派、右派、カトリック派等の陣営に分裂しており、従つて労働者教育は、組合自身が、独自の立場からこれを担当し、組合以外の諸機関に援助や協力を要請せないのである。これら組合自身の実施する労働者教育は

主としてILOの最狭義の労働者教育、すなわち、労働組合教育であるが、その際特定の政治的イデオロギーによって、組合員を訓練し、又将来の組合指導者を養成することが重要な課題となっている。かかる傾向は、フランス並びにイタリアに於て顕著であるが、特にフランスに於ては、組合員の教育は、組合自身の手によって行ふべきものであり、大学その他の教育関係機関にこれを委任すべきでないと言う基本方針から、大学は寧ろ労働者教育に於て敬遠された形である。^{〔註一〕}但し戦前のCGTに於ては、労働者教育がプロバガンダから峻別され、その目的は単なる知識の集積ではなく、批判的精神の養成にあることが強調されていた。又一般成人教育の内容が重要視され、これが相当とり入れられており、更に理解や表現を確実かつ適切にするものとして、フランス語教育の必要が力説されたことは注目すべきである。これは最近のCGT-FOに於ても同様である。^{〔註二〕}西独に於ても、労働者教育は、専らDGB並びにその加盟組合が、それぞれの立場から、これを実施しているものであり、大学は労働者教育や成人教育には、殆んど関心を示していない。^{〔註三〕}又教授が労働講座に出講することも、極めて稀れであると言われる。これらは労働組合教育が中心であることは言うまでもないが、組合以外では、戦後一般成人教育の一環として、*Arbeit und Leben* が、労働者教育活動を展開しているのが注目される。^{〔註四〕}ベルギーに於ても、事情は大体同様であり、労働者教育に於ては、各派労働組合全国中央機関並びにこれらに加盟する各組合が指導権をもっている。唯その範囲は、単に労働問題に限定されず、広く成人教育的分野をも包括しているのが特色である。この意味に於て、ベルギーの労働者教育は、一方ではフランス、イタリアに接近し、他方では、英国並びにスチンデンピア諸国と類似しており、これら双方の中間にその位置を占めていると言われる。^{〔註五〕}

これに対して、アメリカでは、事情が多少異っている。^{〔註六〕}アメリカの労働組合運動は、*Business Unionism* に立

脚するAFLが指導権を掌握していた関係から、久しく労働者教育の特種性と必要性が認識されるに至らず、組合員の教育としては、無償の公立学校教育で事足りると考えられていた。又一般有識者の間にも、労働者のための特別教育は階級教育であり、これはアメリカでは許されないとあるから、それは一般成人教育として実施されるべきであるとの主張が支配的であった。従って、初期の労働者教育は、組合以外の機関によって代行されたのである。約六〇余に上る全国的又は地方的ないわゆる労働大学が設置され、これらが組合と提携しつつ、労働者教育を担当した訳である。大学も一九二〇年以前には、教授が個人的に参加する場合は別として、労働者教育と殆んど何等の組織的・積極的関連をもっていない。これは労働組合の大学に対する偏見・誤解に帰因するものであった。しかし、ニュー・デール以後に於ては、事情が変化した。現在は、AFL—CIO並びにその加盟組合はもとより、独立労働組合も独自の労働者教育を実施しており、一九四四年以後は、大学との関係が密接となり、戦後は大学と提携しつつ、その労働者教育活動を拡充・強化しつつある。一九五九年に於て、教育部長の専任者をおく組合が、全国的組合に於て六七、州内組合に於て三二を数えるが、これはこの間の消息の一端を物語るものであろう。しかし乍ら、アメリカ労働組合の実施する労働者教育は、西欧諸国のそれと異り、特定の政治的イデオロギーに基づくものでなく、その内容も団体交渉及びその他の組合活動に直接必要な諸問題に重点がおかれている。従って、これに参加し協力する諸大学の労働者教育の範囲も、主としてILOの最狭義の労働者教育、換言すれば、労働組合教育に限られるのが現状である。これについては、後に改めて閑説するであらう。なおこれに関して一言すべきは、カナダの労働者教育の状態である。カナダ労働組合の教育活動には、戦前まで見るべきものがなかったが、戦後は、カナダ労働組合会議（Canadian Congress of Labour）が中心となって、労働

者教育を積極的に推進し始めたようである。一方カナダの諸大学も、最近労働者教育に漸次関心を示すに至り、その結果、カナダ労働組合会議は、その教育部を通じて全国大学労働委員会 (National University Labour Committee) を組織した。これは、大学側代表五人、労働組合側代表五人 (この中にカナダ成人教育協会代表一人を含む)、計十人もって構成され、(a)大学の労働者教育との連絡、(b)労働組合教育を実施する大学への援助、(c)労働組合教育資料刊行の勧奨、(d)大学労働委員会設立の促進等を目的として、その活動を行うものである。⁷⁾

最後にソ連並びにその他の共産国家に於ける労働者教育であるが、ソ連について見るに、ここでの労働組合教育は、専ら労働組合がこれを担当し、レニングラードに労働組合大学、モスコに労働組合通信大学を設置して、あらゆる段階に於ける労働組合員並びに組合指導者の教育・練成を行っている。⁸⁾しかし乍ら、ソ連のかかる労働者教育は、初等教育、職業乃至技術教育、文化教育、社会・経済教育等と不可分の一体をなし、マルクス・レーニン主義のイデオロギーによって貫かれたソ連の一般教育制度の一環として展開されるのである。従って、労働者教育とその他の教育分野との間に、基本的性格の相違は発見し得ないと言わなければならない。労働者の困ソ連では、或意味では、すべてが労働者教育であるから、自由国家に於ける労働者教育の概念を基準として、これを律することは無理であろう。そうして東欧共産圏諸国に於ける労働者教育の現状も、今その詳細を明かにし得ないが、恐らくソ連のそれとこの軌を一にするものと推察せられるのである。

以上の考察を通して、ソ連並びに東欧共産圏諸国をしばらく除外すれば、我々は、一応次のごとき結論を引出し得るかと思う。すなわち、西欧諸国に於ける労働者教育の範囲は比較的広汎なものであり、多分に一般成人教育的性格をもつものである。従って、ILOの構想する第一乃至第二のカテゴリーに属するものが支配的であり、

これは労働組合自身の実施する労働者教育にも、或程度妥当する。これに対して、アメリカに於ては、労働者教育の範囲が、主としてILOの第三のカテゴリ、換言すれば、最狭義の労働組合教育に限定されている。

大学との関連について見るに、英国及びアメリカに於ては、大学が、教育機関として、組織的かつ積極的に、労働者教育活動に参加し、その中に於て重要な役割を演じつつあるが、その他の諸国では、未だかかる状態が一般的には認められな。

- (1) Cf. Cook and Douty, *op. cit.* pp. 43-61, pp. 63-64, pp. 67-71.; Mire, *op. cit.* pp. 185-86.; E. and G. Lefranc, *The General Confederation of Labour and Workers' Education in France*, in: *International Labour Review*, Vol. 37, No. 5, May, 1938, pp. 618-43.; Vidalenc, G., *The General Confederation of Labour-Force Ouvrière and Workers' Education in France*, in: *International Labour Review*, Vol. 77, No. 4, Apr. 1958, pp. 313-24.
 - (2) E. and G. Lefranc, *op. cit.* pp. 638-40.; Vidalenc, *op. cit.* pp. 317-18.
 - (3) Cf. Cook and Douty, *op. cit.* pp. 47-50.; Scheuengnflug, O., "Arbeit und Leben." in: *Gewerkschaftliche Monatshefte*, März, 1960, SS. 181-82.; Boulboule, H., *Eine Seminarreihe des Bundesarbeitskreises "Arbeit und Leben" in; Gewerkschaftliche Monatshefte*, März, 1960, SS. 182-83.
 - (4) Cf., *Int. Lab. Off. op. cit.*; Nihon, J., *Workers' Education in Belgium*, in: *International Labour Review*, Vol. 77, No. 3, Mar. 1958, pp. 220-38.
 - (5) Coit, E. G. and Starr, M., *Workers' Education in the United States*, in: *Monthly Labor Review*, Vol. 49, July, 1939, pp. 1-21.; 抽稿「労働者教育とアメリカの大学」(大阪大学経済学、第十一卷第一・二合併号)の文献参照
 - (6) U. S. Department of Labor, *Directory of National and International Labor Unions in the United States*, 1959, p. 1.
 - (7) *Industry and Labour*, Vol. 25, No. 1, 1961, pp. 375-76.; Cf., Logan, H.A., *Trade Unions in Canada*, 1948, pp. 606-7.
 - (8) Koshin, *op. cit.* pp. 161-171.; Cf., *Int. Lab. Off. op. cit.* pp. 25-26.
- 〔註1〕 マンモスに於ても、戦後大学が労働者教育の分野に進出し始めた。リール(Lille)、『ストラスブルクの二大学がこれ

である。すなわち、前者は、法学部直属の労働者教育センターを設置し、又一九五〇年法、医、文各学部共同利用の研究センター Institut des Sciences du Travail を開設した。後者は、一九五六年四月から、CGT-FO と提携して、労働組合教育の先駆者的活動を開始している。更にパリ大学が、労働省、文部省と共同で Institut des Sciences Sociales du Travail を経営し、労働問題の調査研究を行うとともに、一九五五年以来、一般大衆を対象とする労働問題講座を開設するに至った。Cf., Cook and Douty, *op. cit.*, pp. 56-59.

〔註二〕西独逸に於ても、フランスと同様、戦後大学が労働者教育に関心を示すに至った。現在フランクフルト、ハンブルグ、ウィヘルムスハーフェンの三大学が、労働大学 (Akademie der Arbeit) を附置して、労働者教育活動を開始した。フランクフルト大学のものが最も古く、既に一九二一年開設されたが、一九四六年これが再建されたのである。運営委員会は、(1) フランクフルト市、ヘッセン州、(2) 労働組合、(3) 大学の各代表者をもって構成され、経費は、市・州・組合が分担し、大学は主として設備を提供する。この外、学生に対する成人教育のセミナールが、キール、フランクフルト、ゲッチンゲンの諸大学で行われ、教育学関係教授が、これを担当していると云われる。Cf., Perlman, *op. cit.*, p. 486.; Cook and Douty, *op. cit.*, pp. 44-46, pp. 50-51, p. 52.; Mire, *op. cit.*, p. 186.

五

さて与えられた予定の紙数を超えたようであるから、最後に、大学が単独で又は労働組合その他と協同して労働者教育活動^(註)を行う場合、当然考慮さるべき若干の主要問題について、以下素描を試み、粗雑なる本稿を終りたいと思う。

これまでの考察によっても明らかなるごとく、その範囲について広狭の差異こそあれ、大学と労働者教育との関連が最も密接な国は、英国とアメリカであった。従って、我々も専らこれら両国に於ける大学の労働者教育を対象とするのであるが、ここでは資料の上の制約から、アメリカの実情に重点がおかれる。又我々が大学と労働

者教育との関連を追求する場合、労働組合その他の関係者によって運営されるいわゆる「労働大学」は除外される。ここで大学と称する場合、言うまでもなく、それは正規の最高学府としての大学である。しかもかかる大学が、一つの教育機関として、組織的・積極的に労働者教育活動を行う場合をとりあげるのであって、大学教授が、個人的資格に於て、「労働大学」その他の労働者教育講座に出講するような場合を含まない。

一応かかる前提の下に、大学と労働者教育との関係を考察する場合、第一に問題となるのは、その労働者教育活動は、大学の本来の教育活動と如何なる関連をもつかと云うことである。換言すれば、大学は、如何なる組織を通じて、その労働者教育を実施するかと云うことである。これに関して直ちに想起されるのは、大学拡張講座(University Extension)であろう。大学拡張講座を、「実社会に出る以前の青年に対する教育並びに啓発を目的とする大学構内の伝統的な教授及び調査以外の大学の諸活動を総括するもの」と解釈するならば、確かに労働者教育も、大学本来の伝統的教育活動以外の大学拡張講座の形式をとって展開されるのであり、これは現在もそうである。周知のように、一般成人教育を目的とする大学拡張講座運動の歴史は古く、アメリカでは、既に一八一六年、Queens College(現在のラットガース大学)の一教授が、化学に関する公開講座を行ったのに始まると言われるが、一八三〇年には、コロンビア大学も、市民講座を開講しており、二〇世紀の十年代に於て、これが軌道に乗るに至った。英国に於ても、一八七三年ケンブリッジ大学、一八七四年オックスフォード大学が、相ついで大学拡張講座を開始し、その後英国のすべての大学が、これに倣っている。しかし乍ら、大学が労働者教育を実施する場合、活動形式としては、それが大学拡張講座となるにしても、これは必ずしも大学が学内の機構乃至組織として、大学拡張部と言ったものを設置することを意味しない。尤もアメリカに於ては、大学拡張部(Extension

Division) を開設し(例へばコーネル大学)、これを通じて労働者教育を実施する大学がない訳ではない。現在高等教育機関七六を会員にもつアメリカの全国大学拡張協会(National University Extension Association)が、一四二四年以来、常設の労働者教育委員会を組織して、労働者教育に異常の関心を示すに至っている。同協会の最近の調査によれば、一九五〇—五二年に於て、全米大学拡張講座の教課程中に、政治・経済関係の諸問題が著しく増加し、総受講者中三人に一人は小学校の教師であり、第二位は産業労働者で、殆んど同数に近い比重を占め、特に大西洋側中部地区に於ては、受講者の五〇%以上が労働者であると言われる。これは大学拡張講座としての労働者教育の目覚しい進出を物語るものであらう。

特別の大学拡張部を設置しない場合には、産業関係研究所(カリフォルニア大学)労使関係センター(Labor and Management Center (エール大学)、労使関係研究所(ラットガース大学、イリノイ大学)を設立し、これらの責任に於て、労働者教育を実施しており、又ハーバード大学では労働組合計画部(Trade Union Program)、ルーズベルト大学(シカゴ)では労働者教育部、ウイスコンシン大学では労働者学校が、それぞれ労働者教育を担当している。そうして、これらの諸機関が、現実に労働者教育活動を行うに当っては、現在関係労働組合と密接な関連の下に施行されているのが特色である。アメリカに於ても、最初労働組合は、大学に対する不信から、労働者教育につき大学に援助を求めなかつたのであるが、現代の複雑なる産業社会に於て、労働組合がその存在を維持し、真に民主的団体として充分の機能を果たすためには、大学の労働者教育に期待せざるを得なくなつた。一方大学も、労働組合が公認され、確固たる地位を保有するに至つた現在、経営者、法律家、銀行家等に奉仕すると同様な意味に於て、労働者に奉仕しなければならぬ責任がある。特にこれは公費によつて維持されている州立乃至市立大

学に於てそうである。かくて、アメリカに於ては、先にも一言したごとく、最近労働者教育に於ける大学と労働組合の協同関係が、とみに緊密さを加えて来た。特に戦後はそうであつて、かかる関係に一層の拍車をかけたものが、一九五一年、フォード財団成人教育補助金によつて組織された大学労働者教育委員会（Inter-University Labor Education Committee）である。これは八つの大学の代表者と当時のAFL並びにCIOの代表者をもつて構成されたが、その仕事の一つは、労働者教育に於ける大学と労働組合の協同関係を強化する方策を検討するにあつた。これは、周知のように、マイヤー報告〔註二〕となつて刊行されたが、これはアメリカの諸大学に於ける労働者教育活動に、多大の刺戟を与えたと言われる。一九五七年、この委員会は発展的解消を遂げて、現在は全国労働者教育研究所（National Institute of Labor Education）が創設され、全国的規模に於いて、大学の労働者教育に関する連絡並びに調査の本拠となつてゐる。かくてアメリカに於ては、大学が労働者教育を実施する場合、教課内容の決定、講師の選択、経費の負担等について、組合側の代表を加えた諮問委員会のごときものを設立し、労働組合の意向を充分反映さす方法が、一般的に採用せられてゐる。なおマイヤーの調査によれば、一九五五年に於て、アメリカでは、少くとも十五の大学が、通年何等かの労働者教育を行つてゐると言われる。

かくのごとく、アメリカに於ける諸大学の労働者教育は、特別の機関を通じて、労働組合との直接的協同関係の下に展開されてゐるのであるが、英国に於ては、前述のごとく、大学が直接独自のものを実施する場合を除き、それは労働者教育協会を媒介として行われる。この場合に於ても、大学は正規の学部以外に、労働者教育を担当するための特別部門（extramural department）を設置し、これらが労働者教育協会と提携して、労働者教育活動に参加してゐる。英国の殆んどすべての大学が、かかる方法によつて労働者教育を実施してゐるが、一九四六年

以来、London School of Economics は、労働組合幹部養成のためのコースを開設した。最初三ヶ年に互る夜間コースであったが、現在は一年の定住コースとなっている。⁽⁵⁾ 大学自身が開設する労働者教育計画の一つとして注目される。

第二に問題となるのは、受講者の範囲である。英国に於ける労働者教育協会の労働講座は、実質的には、労働者乃至職員が主体となっているが、受講者は、労働者に限定される訳ではなく、広く一般に公開されるのであるから、この点については問題はない。しかしアメリカに於ては、必ずしもそうではない。ここでは、受講者を労働組合員又は労働者に限定すべきであるとの主張が有力である。尤もエール、ラットガース、ミシガン、カリフォルニア等の諸大学では、単に労働者のみならず、経営者、公務員等に対する労働講座をも開講しているが、その際労働者に対して、全く同一の講座を提供すべきか、或は労働者に対して、それぞれ別々の講座を準備すべきかが問題となる。アメリカに於て、労働関係教育と称せられるものがこれであるが、これには現在賛否両様の議論がある。労働組合側は、大体に於てこれに反対であるが、今ここでは、それらの詳細には立入らぬ。なお受講者の募集であるが、アメリカでは、一般に関係労働組合との協力によって行れるが、組合の事務所に於て直接宣伝する方法もとられている。ハーバード大学では、所轄組合から選抜して派遣され、公募はしていない。

第三に、大学の労働者教育としては、如何なるタイプのものが行われるか。ウェヤー女史は、次の五つのものをあげている。⁽⁶⁾ すなわち、(1)一又二セメスターの定住計画、(2)六―八週間に互る週末一回講座、(3)五―二〇週間に互る毎週学内講座、(4)拡張教育(組合会館その他労働者の便利な場所で行われるクラス)、(5)特別計画がこれである。又ケリソンは、一九五〇年の彼の調査に基き、(1)拡張教室、(2)講義並びに映画による討論、(3)大学構外の会議並

びに講座、(4)夏季学校の四つに類別している。⁽⁷⁾ 英国の現状を詳にし得ないのは遺憾であるが、これらは労働者教育の方法乃至技術問題であるから、ここではこれ以上立ち入らない。

第四に労働者教育の内容であるが、この点についても、労働者教育が一般成人教育的色彩の強い英国では、大した問題がないように思われる。しかし労働組合教育を主体とするアメリカでは、事情が異なる。すなわち、アメリカに於ては、労働者教育の教課目として、団体交渉を中心とする労働組合関係の諸問題が最も重要視される。尤も最近では、社会・経済問題・国際問題等を広くとり入れることが必要となり、全国労働者教育研究所の指導の下に、その範囲が漸次拡大されつつあることは、注目されなければならない。⁽⁸⁾ しかし乍ら、労働者教育の教課内容は、あくまで労働者の現実的需要をみたすものでなければならぬ。換言すれば、アメリカに於ける労働者教育が、現状に於てはなお労働組合教育であることから、それは労働組合員の実際の必要を考慮したものとたることを要するのである。これに関して、マイヤーは、四つのグループに対する場合を考えている。⁽⁹⁾ (1)労働組合上級幹部（全国、州、地区組織の専従幹部）、(2)地方組合幹部、(3)労働者教育専門家、(4)一般組合員がこれである。これらの人々の要求は、その地位の異なるに従って一様であり得ない。従って、それぞれ異った内容の教課が準備されなければならぬ。この場合に、大学としては、これらのどのグループに属する人々の教育的要求を充足するために貢献すべきであろうか。これに関する議論も、紙幅の制限からここでは割愛するが、(4)の一般組合員に対する教育は、組合自身が行うか、或は大学拡張講座に譲るべきであり、大学としては、(1)、(2)、(3)に対する教育を担当するのが適当である。事実又最近に於ける大学の労働者教育は、組合幹部の育成に、その重点がおかれつつある。特に(3)の場合は、ハーバード、エール、ラットガース等の諸大学で行われているような高度の専門化した組合幹部

養成教育を必要とするであろう。なお大学がかかる労働者教育を実施する場合、研究の自由 (academic freedom) は堅持されなければならないが、これは必ずしも中立的立場に立つことを意味しない。あくまで客観的立場から批判的態度で臨むべきであるが、特定の政治的イデオロギーに基き組合員を訓練することは、大学本来の任務ではない。

第五には、労働者教育に於ける教師の問題がある。労働運動に経験をもち、労働者の心理を理解し、実際の体験に則しつつ、労働者の言葉で講義をなし得るすぐれた教師は、これを見出すことが甚だ困難である。従来の大に於ける伝統的教育方法は、そのままこれを労働者教育に適用しても、十分な効果をあげ難い。最近労働者教育に於て、テレビ、ラジオ、映画、図表等のいわゆる音覚・視覚的手段の採用が目立って来たのは、その原因の一つが、ここに存すると言えよう。アメリカに於て、現在勝れた労働者教育教師の不足が訴えられ、その養成が緊急問題となっている所以である。そうして、これも大学の労働者教育に期待されるべき重要な課題である。

第六に、そうして最後に財源乃至経費の問題がある。英国に於ては、大学の経費、組合の分担金、受講者の聴講料の外に、国家からの補助金 (教育費の約七五%に当る) があり、これらによって経費が賅われている。アメリカに於ては、全然無償で労働者教育を実施する大学 (例へば二、三の宗派的大学) がないでもないが、一般には、大学の経費の一部を支出し、受講者の授業料、組合の分担金、私的財団その他からの寄附金等によって賅われ、州立大学では、これに加えて、州政府からの補助金が交附される。一九五六年、ケリソンの調査によれば、¹⁰⁾ 少くとも一四の大学が、公費による通年の労働者教育を実施していると言われるが、アメリカでは、連邦政府からの労働者教育に対する補助金は、AFLの反対もあって、英国のように、未だ制度化されるに至っていない。

財源について特に問題となるのは、受講者の負担する授業料乃至聴講料である。果して労働者が、その負担に堪え得られるであろうか。勿論一部分又は全額を組合が負担する場合もあるが、家庭や職場を離れて、稍々長期的な定任労働講座に出席する組合幹部については、旅費や滞在費、家族員の生活費の配慮が問題となる。これは有給休暇とも関連するが、労働者には極めて切実な問題である。又余り長期に亙る組合幹部の教育計画は、組合の仕事との関係もあり、適当ではない。ハーバード大学が、最初九ヶ月のコースを、組合側の要求で、現在の十三週間に短縮したのは、かかる事情に基く。

なお大学の労働者教育活動は、それが単に労働者へサービスとなるのみならず、労働問題に対する調査研究とも関連をもっている。労働者教育に於ける調査研究を強調するのは、エール大学である。又労働者教育に使用される教科書の編集・刊行も、^{〔註三〕}大学に課せられた仕事の一つであろう。この分野を特に重要視しているのは、シカゴ大学であろう。

以上に於て、大学が労働者教育を実施する場合に直面する主要問題を項目別に列挙し、アメリカの現状を中心にして、それらに簡單なる解説を加えたのである。これらの諸項目は、何れも今少し立入って詳論さるべき多くの問題を包含しているが、ここでは、それを意識的に保留し、別稿にゆづることとした。英国労働者教育協会の一九五四―五五年度報告書によれば、同協会の開設した五、五〇〇のコースのうち、大学が参加して行われた三年課程のクラスは僅か八四五コースであり、参加者も一万一千五百人を数えるにすぎない。しかもこれが、同協会の教育活動のバック・ボーンをなすと言われる。¹¹⁾又アメリカでも、ケリソンの調査した範囲内では、一九四九―五〇年の学年度に於て、大学が参加したあらゆる労働者教育活動に、約五万人の労働者が参加したにすぎない。

現在英国の組織労働者数九百万人、米国のそれは一千八百万人を数えるが、大学の労働者教育は、両国に於て、何れも組織労働者の一少部分に浸透しているにすぎないことを知り得るであろう。しかし乍ら、最初に指摘したように、労働者教育は、第一次的には、関係労働組合の負担と責任とに於て実施さるべきものである。大学は、他の諸労働者教育機関とともに、その一部分を分担するにすぎない。換言すれば、大学は、労働組合の実施する労働者教育を援助し又は補完するにすぎないものである。しかしその労働者教育活動に於ける地位と役割は、重かつ大であると言わなければならないであろう。さればこそ、ILOの労働者教育専門家委員会も、その報告書に於て、特にこの点の重要性を指摘してゐるのである(Report, p. 6.)。

(一九六一・九・二四稿)

- (1) Morton, J. R., *University Extension in the United States*, 1953, p. 9.
- (2) Cf. Slesinger, D. and Mead, E., *University Extension*, in: *Encyclopaedia of the Social Sciences*, Vol. 15, 1935, pp. 187-89.; Nicholson, *op. cit.* pp. 661-62.; Morton, *op. cit.* pp. 9-21, pp. 130-31.
- (3) Cf. Morton, *op. cit.* p. 91, p. 114, p. 137.
- (4) Mire, *op. cit.* p. 70.
- (5) Cook and Douty *op. cit.* p. 27.
- (6) Cf. Ware, C. F., *Labor Education in Universities*, 1946, pp. 29-39.
- (7) Cf. Kerrison, I. L. H., *Workers' Education at the University Level*, 1951, p. 72, et seq.
- (8) Cf. Rogin, L., *The Changing Nature of Trade Union Education*, in: *The American Federationist*, June, 1961, pp. 2-4.
- (9) Cf. Mire, *op. cit.* pp. 23-31.
- (10) Kerrison, I. L. H. and Levine, H. A., *Labor Leadership Education*, 1960, p. 18.
- (11) Cook and Douty, *op. cit.* p. 20.

(註) Kerrison, *op. cit.*, p. 105.

〔註一〕アメリカに於ては、大学拡張講座の中に、次のとき諸活動が包含される。(1)すなわち、(1)通信教授、(2)講義、(3)夏季学校、(4)拡張教室(Extension Classes)、(5)印刷出版、(6)夜間学校及び定住センター(resident center)の活動、(7)図書貸出、(8)フィルム並びに視覚教材提供、(9)会議、講座、短期講習会、(10)ラヂオ講座、(11)労働組合その他の諸団体に対する特別奉仕等がこれである。 Cf. Morton, *op. cit.*, p. 9, p. 131.

〔註二〕Mire, Labor Education. 1956. においてある。なおこれについては、前掲拙稿を参照された。

〔註三〕Liveright, A. A., *Union Leadership Training*. 1951.; *The University of Chicago, Union Education Service, Labor's Stake in World Affairs*. 1955. 等は、かかる試みの一つと言へよう。前記労働者教育専門家委員会もその報告書で、その重要性を認め、ILOが戦後刊行した労働者教育マニュアルのこともその統刊を勧告している(Report, p. 20)。